矢田・庄内川をきれいにする会会則

1. 名称および目的
   1. （名称）この会は矢田・庄内川をきれいにする会（略称きれいにする会）とします．
   2. （目的）この会は，庄内川水系を汚すすべての汚染源に対し，きれいで快適な生活環境をとり戻し次世代に引きつぐとともに，農育活動をとおして食料問題に取り組み，次代の食の安定を目指すことを目的とします．
2. 会員およびその役割

第3条（会員）この会は会の目的，会則，活動方針に賛同し，入会を希望する人を会員としま

す．ただし， 17歳までの人は準会員とします．

②毎年1万円以上の寄付を納める会員を賛助会員とします．

第4条（会長）この会は会を代表し，活動を統括する会長を置きます．

　　　②会長は役員会により選びます．

第5条（事業部）この会は事業を円滑に推進するために次の事業部を置きます．

(1)経理部　会の経理を担当します．

　(2)広報部　会の広報を担当します．

　(3)環境調査部　環境の調査・分析を担当します．

　(4)イベント部　会のイベントを担当します．

(5)農育部　地域農業の支援・里山保全事業を担当します．

②部員は会員の中から希望する人を当てます．

③各部は部長および副部長を役員会に推薦します．

第6条（事務局）この会は運営に必要な事務を担当するために，事務局（名古屋市守山区川西

　　　1丁目1304番地）をおきます．

②事務局は会長の指名に基づく事務局員で構成し，局員の中から事務局長を役員会に推

薦します．

第7条（連携）　この会はNPO土岐川・庄内川サポートセンターと密接な連携のもとに事業

を進めます．

第3章　会議等

第8条（総会）総会は会長が年1回召集し，会の基本方針，事業など重要事項を決定します．

　　　　また，必要に応じて開催することができます．

第9条（役員会）この会は役員会をつくり，運営に必要な次の諸事項を審議し，決定します．

(1)会長の選任

(2)事務局長，事業部長および事業副部長の選任

(3)事業計画および報告

(4)予算および決算

(5)会員の入会及び退会

(6)会則の改正

(7)その他本会の運営に関し，必要な事項

②役員会は会長，事務局長，各事業部長および副部長により構成します．

③会長およびその他の役員の任期は1年とし，再任を妨げません．

第4章　経理

第10条　この会の経費は寄付金，官民からの委託金，補助金，広告料およびその他の収入に

よってまかないます．

　　　　 ② この会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とし，監査を受けます．

　　付則　この会則は2008年10月1日から施行します．